



国の制度等に基づき管理されている地域における OECMの設定について



国制度OECMの検討の進め方について



■ 陸域における国制度OECM

<該当する区域>

- ① (生物多様性保全を直接の目的としない) **法令に基づく規制等により生物多様性保全にも貢献する区域**
- ② **国自らが管理することで生物多様性保全にも貢献する区域**

<今後のスケジュール>

■ 2024年度 (R6年度) 以降

- 陸域における国制度OECMの基準の策定
- 基準に適合すると整理できた①②から、順次、環境省にて国際OECMデータベースに一括登録

■ 海域における国制度OECM

	海洋保護区 (13.3%が既MPA)	OECM
沿岸 5%程度	(72.1%が既MPA) 国立公園の拡張	自然共生サイト (R5:4件認定)
沖合 95%程度	10%が既MPA	国制度OECMの検討

■ 2023年度 (R5年度)

- 有識者からなる勉強会を2回実施 (沖合域における既存制度の整理や今後の進め方等を検討。海外の海域OECMの情報収集。)

※沿岸：領海かつ水深200m以浅の場所
沖合：内水及び領海の水深200m超の場所 + EEZ

<今後のスケジュール>

■ 2024年度 (R6年度) 以降

- 各制度をベースにOECMを抽出することや今後の進め方等について関係省庁と調整。
- 既存制度の区域等に関する情報収集。
- 海洋保護区との役割分担や具体の海域抽出に向けた考え方等を検討。
- 広大な海域を継続的にモニタリングする手法の検討。